

令和元年度 第1回 栃木県公共事業評価委員会(再評価)案件一覧表

事業 区分	事業名		事業 採択 年度	前回 評価 年度	再評価実施理由		特に重点的な審議を要する案件						備考
						⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	個別審議とする理由	
道路	1	(一)安塚雀宮線 雀宮工区 宇都宮市雀宮	H22	—	イ		個別			○		推定事業費が9.0億円から12.0億円(×1.33)に増加したため	
街路	2	宇都宮都市計画道路3・4・502号 祖母井中央通り 祖母井工区 芳賀町祖母井	H25	—	オ	都市計画法に基づく事業認可期間の延伸	個別			○		推定事業費が18.0億円から22.0億円(×1.22)に増加したため	
街路	3	足利佐野都市計画道路3・4・1号 前橋水戸線外1路線 高砂町Ⅰ工区 佐野市高砂町	H27	—	オ	都市計画法に基づく事業認可期間の延伸	個別			○		推定事業費が9.8億円から11.6億円(×1.18)に増加したため	
街路	4	日光都市計画道路3・4・20号 平町東町線外2路線 下今市工区 日光市下今市	H25	—	オ	都市計画法に基づく事業認可期間の延伸	一括						事業認可期間の延伸。 推定事業費(×1.09)

- ◆再評価理由
- ア 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
 - イ 事業採択後一定期間が経過した時点で継続中の事業
 - ウ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業
 - エ 再評価実施後一定期間が経過している事業
 - オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

- ◆個別審議、一括審議の選定
- 以下の項目にひとつでも該当する場合は、重点的な審議(個別審議)を実施する。
- (a) 事業計画に変更がある
 - (b) 推定便益の変更が±10%を超える事業
 - (c) 推定事業費の変更が±10%を超える事業
 - (d) その他の要因